

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:福祉指導課 】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
I ともに支え合う地域づくり 1 誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり (5)施設サービスの充実 社会福祉施設等指導監査費	社会福祉施設 296施設 [障害者 40 高齢者 62 児童 20 保育所 176] 社会福祉法人 69法人 特別財団法人 25法人	指導監査を下記施設等に対して定期的に実施している	指導監査の実施内容 法令等の遵守指導及び法令違反等の是正指導 実施回数 原則2年に1回(保育所を含む児童福祉施設は1年に1回) 指導監査結果の公表	定期的な指導監査を実施しているにもかかわらず同じ指摘事項が繰り返されるなど指導が徹底されていない ・繰り返し指摘している主な事例 (法人監査) ・理事会審議が十分行われていない ・理事会への欠席が継続している理事がいる等 (施設監査) ・利用者処遇事故対応が不適切な事例等 ・防災対策 定期的な防災訓練の実施等	1 指摘事項が改善されるまで指導を徹底して行うとともに、指導監査結果を公表することで、適正な法人・施設運営を目指す。 2 指摘が改善されない場合、主管課と情報共有を行い、特に運営に著しい不備等が認められた場合は特別監査を実施し、運営の改善を求める。 3 近い将来発生が予想される南海地震や、風水害・土砂災害に対応するマニュアルの作成を促し、災害時の利用者の安全向上を図る。		
3 セーフティネット施策の充実・強化 (1)低所得者の生活支援の充実・強化 住宅手当緊急特別措置事業費 (住宅手当緊急特別措置事業費) (緊急雇用喪失住まい対策事業費補助金) 緊急雇用創出臨時特別基金積立金	・本県の住宅手当緊急特別措置事業の支給決定者数:125人(H22.5末) ・就労支援員(市分):8市9人	・H21.10.1に住宅手当緊急特別措置事業の開始 ・ワンストップサービスへの参加(12/21) ・年末緊急相談窓口への参加(12/29-30) ・H22.4.1から支給要件緩和(収入要件の緩和、支給期間の延長) ・11市中、8市で就労支援員を配置し、就労指導 ・国に対して、住宅手当及び就労支援員制度のH23年度以降の延長を提案	・さんさん高知への掲載、チラシの配布、テレビ・ラジオなどで広報をしているが、申込者が少ない ・時間措置であり、H22年度末が最終の支給決定となる ・就労支援について、一部の市に就労支援員を配置していない	1 住宅手当について、支給要件緩和の広報を行う。 2 全市に就労支援員を配置し、きめ細やかな就労支援を実施する。 3 国のナショナルミニマムの検討結果に沿った仕組みづくり			
(2)生活保護対策 保護の実施機関 行旅病人死亡人取扱費市町村交付金 生活保護費 生活保護事務費	・保護の実施機関 県内 16実施機関 ・保護率 H10:15.1% →H21:23.7% (H21全国13.8%、第3位) ・被保護世帯数 H10:9,004世帯 →H21:13,679世帯 ・被保護人員 H10:12,276人 →H21:18,535人 ・高齢者世帯の割合が高い(H21:高知県47.7%、全国44.3%) ・稼働年齢受給者の増加(その他世帯の割合、H10:3.8%→H21:12.9%)	・16実施機関に対する事務監査の実施 ・実施機関支援、SV支援 ・自立支援 ・全福祉保健所に就労支援員を配置(計7人)	・保護率の上昇(高知市)・ケースワーク不足(高知市) ・要保護者の郡部から高知市への流入 ・郡部でも被保護者数の増加 ・自立には就労が必要	1 実施機関支援 ・フォロー指導の徹底 ・SV支援 2 漏給防止 ・保護を要する方の発見への取組み ・相談体制の充実 ・ホームレスへの対応 3 給付防止 ・届出義務の指導の徹底 ・福祉事務所の調査の徹底 ・年金等他他施策の活用指導 ・医療扶助の適正化 4 就労支援員の増員 5 貧困の連鎖を防止するために、子育て支援専門員を増員			
II 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 3 介護保険制度の円滑・適正な運営 (2)介護保険制度の適正な運営 社会福祉施設等指導監査費 (介護保険事業者指導監査費)	介護保険事業所数 1,943 内訳 ・施設系 142 ・居宅系 1,801	県介護保険施設等指導・監査要綱に基づき、指導・監査を実施 ①指導:集団指導(年1回)実地指導 ②監査:不正等が疑われる場合の事実関係の確認 指導・監査結果の公表	1 介護保険事業者の不正請求や運営基準違反等の情報提供がある。 2 法令等遵守の徹底	1 懸念事業所に対する監査の実施 2 計画的な実地指導の実施 期間:H22~H24 対象:958事業所 実施状況 H20... 89 H21...162 H22~H24...707 3 営利法人事業所に対する監査の実施 期間:H20~H24 対象:985事業所 実施状況 H20...111 H21...206 H22~H24...668	高齢者	45歳以上	
III 障害者が生き生きと暮らせる地域づくり 1 身近な地域における障害福祉サービスの確保 (2)施設サービスの充実 障害福祉サービス事業者指導監査費	指定障害福祉サービス事業者に対し、平成24年度までに1回の指導を行う必要があるサービス事業数:467サービス(内訳) ホームヘルプ(居宅介護) 134 重症訪問介護 125 行動援護 3 ショートステイ 4 生活介護 10 自立訓練 3 就労移行支援 11 就労継続支援 5 就業支援サービス 33 グループホーム 21 ケアホーム 3 相談支援 24	集団指導・実地指導において、法令等の遵守指導及び法令違反等の是正指導を行ってきた 実施回数 集団指導 新規事業者(1年以内) 実地指導 前年度、前々年度における集団指導の対象事業者	1 計画的な指導が行われていなかったため、法令が遵守されているかの確認が進んでいない。	1 計画的な指導の実施 期間:H20~H24 対象:467事業所 年1回の集団指導において、基準違反等の事例を示しながら法令遵守を指導する。 H24までに全てのサービス事業者に指導を行い、法令違反等の確認を行う。 2 懸念事業所に対する監査の実施 集団指導における指導内容が遵守されていない事業所や、基準違反が認められた事業所については、必要に応じて監査を実施、是正指導を行う。	障害者(児)	全	

				目指すべき姿	
H21	H22	H23	H24~H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<p>H21~H23</p> <p>1 定期的な指導監査及び結果の公表により、適正な法人・施設運営、利用者の処遇向上を図る。 2 指摘事項が改善されない施設・法人に対し、継続的指導若しくは特別監査を実施し、基準遵守、利用者視点での処遇実施を行わせる。 H21定期指導監査実績 ・社会福祉施設 251 ・社会福祉法人 50 ・特別財団法人 12</p> <p>H22~H23</p> <p>3 南海地震対策対応マニュアルの作成とマニュアルに基づく訓練実施を指導、地震発生時の利用者の安全確保を図る。</p>				<p>1 運営の適正化の推進 不適切事例の改善を図り、法令基準の遵守を徹底、利用者サービスの向上を図る。</p> <p>2 災害時の要援護者対策の充実 火災・水害だけでなく南海地震や土砂災害対策への対応マニュアルの作成を推進し、災害発生時における利用者の安全確保を図る。</p> <p>3 作成された各種災害対応マニュアルによる訓練実施を継続して指導、災害発生時における利用者の安全確保を図る。</p>	
<p>H21~H23</p> <p>住宅手当制度の発足(H21.10.1)</p> <p>就労支援員の設置</p> <p>就労支援員の増員(H22~、全市12名)</p> <p>制度継続を国に要請</p>				<p>1 利用者サービスの質の向上 どの施設においても同じサービスが提供できる体制にしたうえで、利用者の個々のニーズにあったサービスが提供されるよう、事業課とも共同して取り組む。</p> <p>2 災害時の要援護者対策の充実 災害発生時において、利用者の被害を最小限にする体制を整えるとともに、大規模災害発生時において在宅の要援護者の受入処置を充実させるよう事業課とも協力して取り組む。</p>	
<p>H21~H23</p> <p>・指摘事項に対するフォロー指導の徹底・相談体制及び新規申請対応体制の充実を指導 ・他法他施策の</p> <p>扶助費 3,989,548千円</p> <p>扶助費 4,123,054千円</p> <p>・母子加算の復活(H21年12月~)</p> <p>・就労支援員の設置(H19~、1名)、就労支援員の増員(H22~、6名) 制度継続を国に要請</p> <p>・子育て支援専門員の設置(H21~、2名)・レセプト審査補助員の設置(H22~、1名)</p> <p>・電算システムの改修(3月稼働)</p>				<p>・実施機関のレベルアップのための査察指導員に対する支援・指導を実施 ・実施機関ごとの改善課題を明確にし指摘事項に対するフォロー指導を徹底 ・自立支援プログラムの活用の徹底</p> <p>保護を要する方への最低生活の保障 ・自らの能力等を活用した自立支援システムの構築</p>	
<p>H20~H24</p> <p>1 計画的な実地指導を実施し、H24までに全ての事業所の実地指導を行い、不適切事例の改善を指導。 2 年1回集団指導を行い、指導監査での指摘事項等を説明、サービス内容の改善を指導する。 3 指導監査結果を定期的に公表し、事業所にサービス内容についての注意喚起を行う。 4 営利法人事業所に対する監査の実施。(H24で終了)</p> <p>H21実績 実地指導:153事業所 集団指導:1回</p> <p>H24以降も計画的に実地指導、集団指導を継続して行う。</p> <p>懸念事業所に対する監査の実施(随時) 不適切なサービス事例が認められた事業所に対して、監査を実施、サービス内容の改善を指導する。 H21実績 9事業所で実施</p>				<p>1 運営の適正化の推進 不適切事例の改善を図り、法令基準の遵守を徹底、利用者サービスの向上を図る。</p> <p>1 利用者サービスの質の向上 事業課ごとにも求められるサービスが、利用者の個々のニーズにあった内容で提供されるよう、事業課とも共同して取り組む。</p>	
<p>H20~H24</p> <p>1 計画的な実地指導を実施し、H24までに全ての事業所の実地指導を行い、不適切事例の改善を指導。 2 年1回集団指導を行い、指導監査での指摘事項等を説明、サービス内容の改善を指導する。 3 指導監査結果を定期的に公表し、事業所にサービス内容についての注意喚起を行う。</p> <p>H21実績 実地指導:6サービス 集団指導:1回 指導監査結果の公表</p> <p>H24以降も計画的に実地指導、集団指導を継続して行う。</p> <p>懸念事業所に対する監査の実施(随時) 不適切なサービス事例が認められた事業所に対して、監査を実施、サービス内容の改善を指導する。 H21実績 2サービス事業所で実施</p>				<p>1 運営の適正化の推進 不適切事例の改善を図り、法令基準の遵守を徹底、利用者サービスの向上を図る。</p> <p>1 利用者サービスの質の向上 事業課ごとにも求められるサービスが、利用者の個々のニーズにあった内容で提供されるよう、事業課とも共同して取り組む。</p>	